

第4章 今後の具体的な取り組み

(基本目標1) 多様な主体による包括的・重層的な権利擁護支援体制の仕組みづくり

1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

判断能力が不十分な人を発見して早期の段階から相談対応を行い、本人の意思を尊重した権利擁護支援につなげるために、市民後見人等地域住民の参画を得ながら、法律・医療・福祉の専門職団体、相談支援機関、地域の関係団体と社会福祉協議会、市などが情報や知識を提供・共有し連携するネットワークを構築します。

また、地域共生社会実現のための包括的な支援体制や、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存の仕組み、地域福祉の推進などと有機的な連携を図ります。

(1) 地域連携ネットワークの役割

①権利擁護支援の必要な人の発見・支援

市、別府市成年後見支援センター、地域包括支援センター等が地域からの相談を受けることにより、権利擁護支援に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状況であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

②早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型などの選択肢を含め、成年後見制度の利用について、市民が身近な地域で相談できる体制を整備します。

③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、自分らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域支援体制を整備します。

(2) 地域連携ネットワークの基本的な仕組み

①本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守りの体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結びつける機能を強化します。

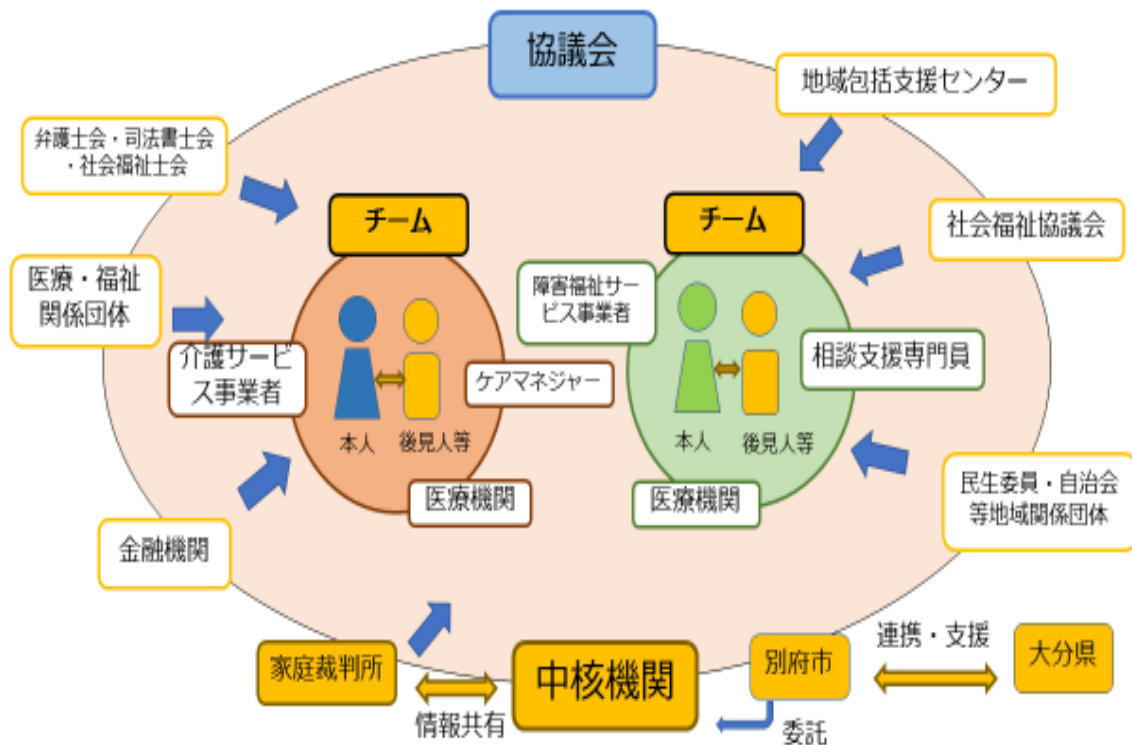
権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人等が加わる形で「チーム」として関わる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとします。

②地域における「協議会」等の体制づくり

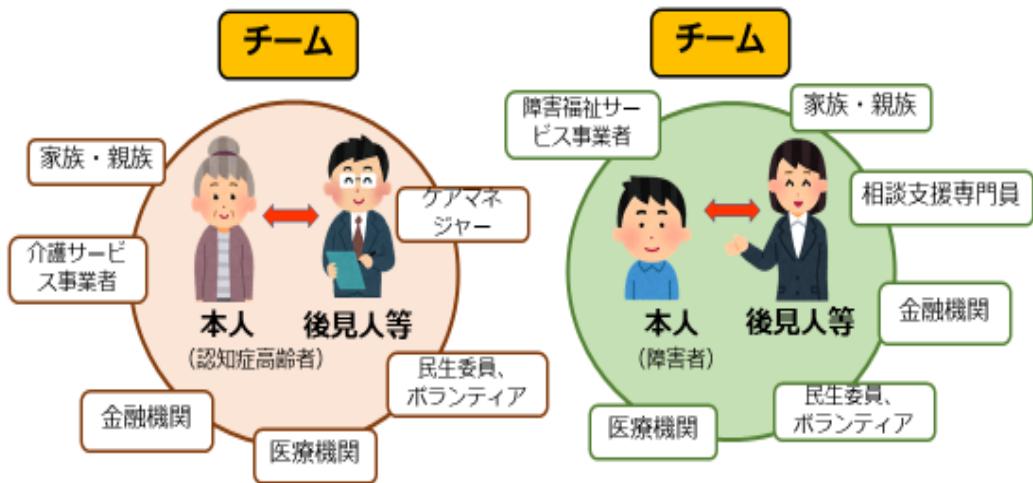
個々のケースに対応する「チーム」での対応に加え、法律・福祉の専門職団体や関係機関と連携し、チームを支援する体制を構築します。

このため、各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施や多職種間での連携強化などの地域課題について検討・調整・解決を図ります。

地域連携ネットワークのイメージ



チームとは



本人に身近な親族・福祉・医療、地域の関係者と後見人がチームとなって
日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を把握し対応する仕組み

協議会とは



法律・福祉の専門職団体や司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が
 連携体制を強化するための合議体

2. 中核機関の整備・運営

地域連携ネットワークを整備し、適切に協議会等を運営していくために、その中核となる機関が必要になります。中核機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との調整・コーディネートをしていかねばならず、地域における連携や対応強化を推進する大きな役割を担います。

本市においては、令和2年12月社会福祉協議会に「別府市成年後見支援センター」を設置し、成年後見制度を必要とするすべての人が制度の利用につながるよう、地域連携ネットワークの中核機関として位置づけました。今後も市と別府市成年後見支援センターと連携し、運営の促進に努めます。

(1) 中核機関の3つの機能

①司令塔機能

地域の権利擁護支援や成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計や、その実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行います。

②「協議会」等を運営する「事務局機能」

③進行管理機能

支援の方針や、本人にふさわしい制度の利用、またチームに対して支援の状況のモニタリングやバックアップを検討します。

(2) 地域連携ネットワーク及び中核機関が担う具体的機能

①広報機能

地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉、医療、地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、声を挙げるができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースを具体的に周知啓発していくよう努めます。

②相談機能

成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。権利擁護に関する支援が必要な人について、成年後見制度の利用に関する相談支援（制度や手続きの説明、申し立ての支援など）や、必要に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の支援を得て、後見等ニーズの精査と必要な見守り体制に係る調整を行います。

③利用促進機能

成年後見制度の利用を必要とする方への受任者調整等の支援、担い手（市民後見人等）の育成・活動の促進及び日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行に取り組みます。

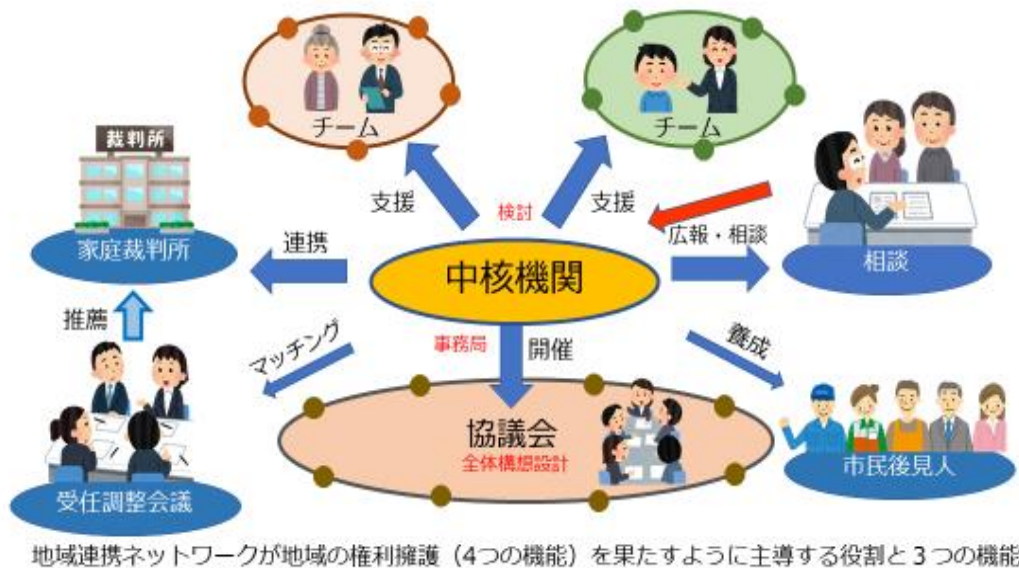
④後見人支援機能

親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要に応じてチームで支援する体制を整備します。また、専門職団体の協力を得ながら意思決定支援・身上保

護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。

※④が効果的に働いた際の副次的効果として、「不正防止効果」が期待できます。

中核機関とは



3. 適切な制度利用促進のための関係各機関へ周知と連携

権利擁護支援が必要な人へ適切な成年後見制度利用支援を促進するためには、日常的に高齢者や障がい者と接する機会の多い福祉・医療関係者の意識醸成が必要です。

また、制度利用にあたっては、利用者本人の意思決定支援を踏まえ、成年後見人等や各支援者それぞれの役割を互いに理解し、チームとして関わる必要があります。

そのために、福祉・医療の関係機関、市関係部署、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所、相談支援事業所の職員を対象に、成年後見制度や日常生活自立支援事業など、正しい理解を深めるための研修の実施や日々の相互の関わりから連携強化に努めます。

制度利用促進にかかる課題（入院や入所の身元保証等）など、協議会等により検討・調整・解決に努めます。

民生委員等、地域で支援が必要な人に関わる機会の多い方々には、制度説明の機会を設け、講演会などへの積極的な参加を促すなど周知に努めます。

(基本目標2) みんなの力で支えあう地域後見の仕組みづくり

1. 成年後見制度の普及啓発

市民に対し、制度の周知啓発が図られるよう、広報誌、パンフレット、ホームページ等での情報発信や市民向けの講演会の開催により、幅広く広報・啓発活動を行います。また、制度の適切な周知や普及に不可欠である保健・医療・介護・福祉サービスの専門職や事業所等に対し、必要とする市民に支援が行われるよう成年後見制度の研修を行うなど、啓発強化に努めます。

2. 市民後見人の養成、活動支援

成年後見制度の利用を必要とする人の増加が見込まれる一方で、専門職後見人の不足に対処するため、市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、人材育成に努めます。

本市では、平成31（2019）年度より市民養成講座を開催しており、令和2年度までに55名が修了し、その後はフォローアップ研修を受講し研鑽に努めています。日常生活支援事業の支援員として活動している方もおり、実践的な支援実務を積んでいます。

今後も市民後見人の育成と積極的な活用ができる体制の整備に努めます。

3. 親族後見人への支援強化

親族後見人に対し、相談対応を行うとともに、制度に対する情報提供や講演会、研修会等の案内などにより孤立や不安を解消し、安心して後見等業務に取り組むことができるように支援します。

親族後見人の制度理解が不十分なため、意図せず不正につながってしまうこと等がないよう、後見人を支援する体制整備に努め、後見活動を支援します。

4. 法人後見の確保・育成

法人後見活動は公共性や継続性が高く、長期にわたる利用者への支援が可能であり、関係機関との連携調整も図りやすい長所があります。とりわけ、社会福祉協議会は、身寄りのない方や低所得者の方等の成年後見等の担い手となっているほか、法人後見活動のもとで市民後見人養成講座修了者が支援員として活躍する場ともなっています。今後、複雑な事情を抱えた事例の法人後見受任ニーズの増加も予想される中で、社会福祉協議会を始め関係機関と連携し、市民が安心して成年後見制度を利用できるよう、法人後見実施団体の確保・機能充実について支援していきます。

(基本目標3) みんなが安心して成年後見制度を利用できる仕組みづくり

1. 相談・対応体制の充実

中核機関において、日常生活自立支援事業の利用から任意後見制度や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について早期の段階から相談できる体制整備に努めます。また、適切な権利擁護支援に結び付けるため、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所等の既存の相談支援機関との連携強化を図ります。

2. 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携

社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業利用者の中には、認知機能の低下が進行するなどにより、成年後見制度への転換が望ましいケースが見込まれます。社会福祉協議会を始め関係機関が連携し、利用者の意思決定支援を行い、意思決定支援により得られる利用者の意思や状態の変化に応じて、保佐、補助類型の利用を含め、円滑に後見制度への移行が図られるよう実施体制の強化について支援していきます。

3. 任意後見・保佐・補助の利用促進

身寄りがいない高齢者や「親亡きあと」問題を抱える障がい者が増加する中で、本人の自由意思による選択可能な任意後見制度や、本人の意思決定を尊重した法定後見制度の保佐・補助類型の利用について、成年後見制度の理解を図っていくことも重要です。

このため、任意後見制度や法定後見制度の保佐・補助類型の周知を図り、本人の意思を反映しながら本人の生活実態に応じた成年後見制度の利用を進めるため、社会福祉協議会を含め適切な制度の担い手の育成と相談対応力の強化を図ります。

一方で、受任調整や移行型である任意後見制度利用者への適切な発効に対するフォロー等の課題については、関係機関と連携を図りながら検討していきます。

4. 市長申し立てと成年後見制度利用支援

本市では、成年後見制度利用支援事業により、成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申し立ての支援や助成等を実施し、利用の支援をおこないます。

本市において、市長申し立てに関する相談は令和元年度8件、令和2年度は17件と増加傾向にあり、別府市成年後見支援センター開設により、さらに増加が見込まれます。早急な対応が必要な事案も多く、市と別府市成年後見支援センターとの連携による体制整備が必要です。